

静岡県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療（精神通院医療）を担当する医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月18日

静岡県知事 鈴木康友

指定医療機関の 名 称	所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			新	旧	
セイムス新橋薬 局	御殿場市新橋 1783-1	医療機関 の名称の 変更	セイムス新橋 薬局	ハートフル薬局 新橋店	令和7年3月31日